

名古屋市共同募金委員会
 事務局 名古屋市社会福祉協議会
 担当：中井、新井 電話：911－3192
 所管：健康福祉局高齢福祉部地域共生推進課
 担当：足立、津貫 電話：972－2548

「令和7年8月大雨災害義援金（中央共募）」の募集の協力について

令和7年8月に発生した低気圧や前線による大雨により、各地で浸水や土砂崩れなど人的及び家屋への被害が発生し、石川県の1市、山口県の1市、熊本県の6市5町、鹿児島県の4市、秋田県の1市に災害救助法が適用されました。

これを受けて中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に下記のとおり災害義援金の募集を行うことになりましたので、お知らせいたします。

なお、義援金につきましては、お住まいの区の共同募金委員会（社会福祉協議会）でも受け付けております。

1 義援金募集期間

令和7年8月29日（金）から令和7年10月31日（金）まで
 （※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

2 義援金受入口座（専用口座）への振込

金融機関	口座番号	口座名義
三井住友銀行 東京公務部	普通預金 0162529	ふく ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福) 中央共同募金会 さいがいぎえんきんぐち 災害義援金口
りそな銀行 東京公務部	普通預金 0126781	ふく ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福) 中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

3 義援金の配分

集まった義援金については、被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市区町村を通じて被災者に配分されます。

4 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取扱いません。

各区共同募金委員会一覧

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
千種区共同募金委員会 (千種区社会福祉協議会)	千種区西崎町 2 丁目 4 の 1	7 6 3 - 1 5 3 1	7 6 3 - 1 5 4 7
東区共同募金委員会 (東区社会福祉協議会)	東区泉二丁目 28 番 5 号	9 3 2 - 8 2 0 4	9 3 2 - 9 3 1 1
北区共同募金委員会 (北区社会福祉協議会)	北区清水四丁目 17-1	9 1 5 - 7 4 3 5	9 1 5 - 2 6 4 0
西区共同募金委員会 (西区社会福祉協議会)	西区花の木二丁目 18-1	5 3 2 - 9 0 7 6	5 3 2 - 9 0 8 2
中村区共同募金委員会 (中村区社会福祉協議会)	中村区名楽町四丁目 7 の 18	4 8 6 - 2 1 3 1	4 8 3 - 3 4 1 0
中区共同募金委員会 (中区社会福祉協議会)	中区上前津二丁目 12-23	3 3 1 - 9 9 5 1	3 3 1 - 9 9 5 3
昭和区共同募金委員会 (昭和区社会福祉協議会)	昭和区御器所三丁目 18-1	8 8 4 - 5 5 1 1	8 8 3 - 2 2 3 1
瑞穂区共同募金委員会 (瑞穂区社会福祉協議会)	瑞穂区佐渡町三丁目 18	8 4 1 - 4 0 6 3	8 4 1 - 4 0 8 0
熱田区共同募金委員会 (熱田区社会福祉協議会)	熱田区神宮三丁目 1-15	6 7 1 - 2 8 7 5	6 7 1 - 4 0 1 9
中川区共同募金委員会 (中川区社会福祉協議会)	中川区小城町一丁目 1-20	3 5 2 - 8 2 5 7	3 5 2 - 3 8 2 5
港区共同募金委員会 (港区社会福祉協議会)	港区港楽二丁目 6-32	6 5 1 - 0 3 0 5	6 6 1 - 2 9 4 0
南区共同募金委員会 (南区社会福祉協議会)	南区前浜通三丁目 10	8 2 3 - 2 0 3 5	8 2 3 - 2 6 8 8
守山区共同募金委員会 (守山区社会福祉協議会)	守山区小幡南一丁目 24-10	7 5 8 - 2 0 1 1	7 5 8 - 2 0 1 5
緑区共同募金委員会 (緑区社会福祉協議会)	緑区鳴子町 1-7-1	8 9 1 - 7 6 3 8	8 9 1 - 7 6 4 0
名東区共同募金委員会 (名東区社会福祉協議会)	名東区上社 1-802 上社ターミナルビル 2F	7 2 6 - 8 6 6 4	7 2 6 - 8 7 7 6
天白区共同募金委員会 (天白区社会福祉協議会)	天白区原一丁目 301 原ターミナルビル 3F	8 0 9 - 5 5 5 0	8 0 9 - 5 5 5 1

「令和7年8月大雨災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和7年8月に発生した低気圧や前線による大雨により、各地で浸水や土砂崩れなど人的及び家屋への被害が発生し、石川県の1市、山口県の1市、熊本県の6市5町、鹿児島県の4市、秋田県の1市に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和7年8月大雨災害義援金

3. 受付期間

令和7年8月29日（金）から令和7年10月31日（金）まで
（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	ふく ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福)中央共同募金会 さいがいぎえんきんぐち 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	ふく ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

※令和7年8月29日時点

送金先被災地…熊本県、鹿児島県

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。寄付者が中央共同募金会の義援金受付口座へ直接振込をした場合は、「義援金募集要綱と振込票控え」が「免税証明書」となり、本会発行の領収書がなくても寄付金控除申請（確定申告）が可能です。

〔該当する税制優遇措置〕

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. この要綱は、令和 7 年 8 月 29 日施行です。